施策(9)児童虐待への対応 (北九州市子どもを虐待から守る条例の推進) ~子どもの命と育ちを守る~

1 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 児童虐待は子どもの命や心身の発達に影響を及ぼす重大な事案であることから、 虐待をしない・させない社会づくりを進めるために、これまでも育児不安の軽減を 図るなど、児童虐待の発生予防に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」 などを通して関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に努めてきました。
- 本市の児童虐待相談対応件数は年々増加していますが、これは本市の目指す「早期発見・早期対応」の取り組みが進捗しているためと考えられ、全国的にもこの件数は増加しています。一方では、子どもの生命を脅かすような重篤な事案が頻繁に報道されており、本市においても子どもを虐待から守るための取り組みをさらに推進していく必要があります。
- 平成31年4月1日に施行された「北九州市子どもを虐待から守る条例」では、前文で「市民が一丸となって子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守る」とうたい、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を定めるとともに、子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めています。

<方向性>

- 児童虐待の発生を初期の段階で予防することが重要であり、乳幼児健診未受診者 フォローアップの実施、母子の健康や養育状態を見極めた支援の実施、様々な相談 支援による育児の不安や負担感の軽減などの取り組みを、児童虐待防止の観点で改 めて捉え直し、各家庭に対する伴走支援を強めていきます。
- 児童虐待の早期発見・早期対応に向け、子ども総合センターへの現職警察官・警察のBの配置、児童虐待防止医療ネットワークの整備などにより、警察や病院等の関係機関との連携を強化するとともに、子ども総合センターと各区の子ども・家庭相談コーナーが緊急性や重篤度に応じて役割を分担し、迅速かつ適切に対応していきます。
- 子ども総合センターにおいては、法令の配置基準等を踏まえ、児童福祉司や児童 心理司、弁護士等の専門職を引き続き適切に配置するとともに、職員に必要な研修 を受講させること等により、専門性の向上を図っていきます。
- 「北九州市子どもを虐待から守る条例」を踏まえ、条例の周知を図るとともに、 児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に必要な施策を講じていきます。

2 施策の柱

● 児童虐待の未然防止

家庭訪問や相談窓口等で保護者の悩みを聞き、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行うことで、育児不安を軽減し孤立化を防ぐなど、虐待に至る前の気になるレベルで適切な支援を行い、児童虐待の未然防止に取り組む。

❷ 児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援の強化

児童虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応に取り組み、子どもの安全を 守るための一時保護や被虐待児のケア、家族再統合に向けた保護者への支援等 を行うことで児童虐待の防止に努める。

3 成果指標

乳幼児健康診査未受診者フォローアップ率(再掲)	【維持】
「北九州市子どもを虐待から守る条例」の内容についての認知度	【増加】
ペアレントトレーニング参加家族数	【5か年累計 170件】
児童虐待による死亡事案の発生件数	【0件】

4 施策を推進する主な取り組み

柱 児童虐待の未然防止

No	取り組み名	概要
	担当課	
160	子ども・家庭相談	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子ど
再掲	コーナー運営事業	もと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応
	子ども家庭局・子育て支援課	じ、各種支援制度を適用したり、関係機関等へつなぐ
		等それぞれの相談内容に応じた支援を行う。支援に
		あたっては、関係機関等から情報を収集するととも
		に緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施
		する。
		※ 児童福祉法に基づき「子ども家庭総合支援拠点」
		の設置に努める。
11	生後4か月までの	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育
再掲	乳児家庭全戸訪問	ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを
	事業	聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うと
	〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉	ともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス
	子ども家庭局・子育て支援課	に結びつける。

17	育児支援家庭訪問	個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の
再掲	事業	軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな
	〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉	原因(ひとり親、親の心身の不調、望まない妊娠、
	子ども家庭局・子育て支援課	経済的な問題、若年、多胎、多子、外国人等)で養
		育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪
		問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行
		う。
18	乳幼児健康診査未	虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防す
再掲	受診者フォローア	るため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪
	ップ事業	問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する
	〈すくすく子育て支援事業〉	相談に応じる。
	子ども家庭局・子育て支援課	また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、
		受診結果に応じて保健指導を行う。未受診者のフォ
		ローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に
		必要とする家庭の把握に努める。
19	養育支援訪問事業	産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特
再掲	〈妊娠・出産・養育にかかる	に養育支援を必要とする家庭に対して、訪問員を派
	相談・支援事業〉	遣し、育児や家事の支援を行うなど、早期に対応する
	子ども家庭局・子育て支援課	ことで育児不安を軽減し、家庭の養育力を高め、児童
		虐待の未然防止を図る。
107	「北九州市子ども	出前講演や児童虐待防止推進月間の講座・行事で
新	を虐待から守る条	の啓発等を通じて、「北九州市子どもを虐待から守る
	例」の市民への周	条例」の市民への周知を図り、児童虐待防止への理解
	知	を深める。
	子ども家庭局・子育て支援課	

柱❷ 児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援の強化

No	取り組み名	概要
	担当課	
108	子ども総合センタ	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関と
	ーの運営	して、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理
	子ども家庭局・子ども総合セン	判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行
	ター	う。また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな
		課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、
		カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・
		連携等に取り組む。

109 児童虐待の早期発 見・迅速かつ適切 な対応および児童 への支援のための 連携強化 子ども家庭局・子ども総合セン ター、子育て支援課

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応および適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通じて、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努める。

あわせて、児童相談所へ通告・相談のできる全国共 通ダイヤル「189(いちはやく)」を広く周知する。

- ○要保護児童対策地域協議会、要保護児童対策実務 者会議等、関係機関の連携強化による虐待への対 応、支援体制の充実
- ○研修受講等による各区子ども・家庭相談コーナー 職員の虐待対応力向上
- ○子ども総合センターと各区子ども・家庭相談コーナーの連携強化による虐待の通告・相談から支援 までの体制の充実
- ○虐待リスクの高い居所不明児童の早期発見・迅速 かつ適正な対応の向上を図るため、関係機関との 連携を強化
- ○効率的な運営及び事務負担の軽減を図るため、 NPO 等への業務の外部委託を検討
- ○関係機関等が児童虐待に係る早期発見や迅速か つ適切な対応を行えるよう「児童虐待対応リーダ ー養成研修」を継続的に実施
- ○法律研修の実施や、法的判断が必要となる虐待 事案に関する法律相談など弁護士会と連携した 取り組みの実施
- ○児童の実態が把握できない場合や虐待が疑われる場合は、速やかな児童の安全確認・安全確保のため、保護者への出頭要求や捜索、全国の児童相談所間の情報共有、警察への捜索願の提出等を実施

110 児童虐待防止医療 ネットワーク事業 子ども家庭局・子育て支援課

小児患者に対応する拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの児童虐待に関する相談への助言、研修等、児童虐待対応力の向上を図る。

		7.11 (-7.11)
111	「24 時間子ども相	いじめ、不登校等子どもの不安や悩み、保護者の子
	談ホットライン」	育てに関する悩みへの対応や、児童虐待の緊急対応
	事業	などを行うため、24 時間体制で電話相談を受け付け
	子ども家庭局・子ども総合セン	る。
	ター	
112	家族のためのペア	虐待の再発防止および発生予防を図るため、「虐待
	レントトレーニン	を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に
	グ事業	対して、「家族再統合コース」「養育不安コース」の二
	子ども家庭局・子ども総合セン	種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術
	ター	の習得等を図る。
44	保育カウンセラー	児童虐待の早期対応・防止や発達の気になる子ど
飯	事業	もへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アド
再掲	子ども家庭局・保育課、幼稚園・	バイザーが市内認可保育所等を訪問し、児童処遇に
	こども園課	関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言
		し、保育所を支援する。
		また、緊急事態等発生時において、迅速に児童、保
		護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心
		のケアに努める。
		幼稚園・認定こども園についても、当該事業の早期
		実施をめざす。
86	スクールカウンセ	実施をめざす。 長期欠席 (不登校) やいじめ等の問題を抱える児童
86 再掲	スクールカウンセ ラーの配置	
		長期欠席(不登校)やいじめ等の問題を抱える児童
	ラーの配置	長期欠席 (不登校) やいじめ等の問題を抱える児童 生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけ
	ラーの配置 教育委員会・指導第二課、特別	長期欠席 (不登校) やいじめ等の問題を抱える児童 生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけ るカウンセリング等の機能の充実を図る必要があ
	ラーの配置 教育委員会・指導第二課、特別	長期欠席 (不登校) やいじめ等の問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要がある。このため、教育相談に関する高度で専門的な知
	ラーの配置 教育委員会・指導第二課、特別	長期欠席 (不登校) やいじめ等の問題を抱える児童 生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要がある。このため、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をス
	ラーの配置 教育委員会・指導第二課、特別	長期欠席 (不登校) やいじめ等の問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要がある。このため、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、すべての中学校区及び
	ラーの配置 教育委員会・指導第二課、特別	長期欠席 (不登校) やいじめ等の問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要がある。このため、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、すべての中学校区及び特別支援学校に配置し、小学校に派遣するなどして、
	ラーの配置 教育委員会・指導第二課、特別	長期欠席 (不登校) やいじめ等の問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要がある。このため、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、すべての中学校区及び特別支援学校に配置し、小学校に派遣するなどして、生徒指導上の諸問題の解決を図る。
	ラーの配置 教育委員会・指導第二課、特別	長期欠席(不登校)やいじめ等の問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要がある。このため、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、すべての中学校区及び特別支援学校に配置し、小学校に派遣するなどして、生徒指導上の諸問題の解決を図る。 課題の早期発見・早期対応を推進するため、スクー
再掲	ラーの配置 教育委員会・指導第二課、特別 支援教育課	長期欠席(不登校)やいじめ等の問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要がある。このため、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、すべての中学校区及び特別支援学校に配置し、小学校に派遣するなどして、生徒指導上の諸問題の解決を図る。 課題の早期発見・早期対応を推進するため、スクールカウンセラーの一層の活用を図る。
再掲	ラーの配置 教育委員会·指導第二課、特別 支援教育課 スクールソーシャ	長期欠席(不登校)やいじめ等の問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要がある。このため、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、すべての中学校区及び特別支援学校に配置し、小学校に派遣するなどして、生徒指導上の諸問題の解決を図る。 課題の早期発見・早期対応を推進するため、スクールカウンセラーの一層の活用を図る。 長期欠席(不登校)、いじめ等の児童生徒に係る問
再掲 87 飯	ラーの配置 教育委員会・指導第二課、特別 支援教育課 スクールソーシャ ルワーカー活用事	長期欠席(不登校)やいじめ等の問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要がある。このため、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、すべての中学校区及び特別支援学校に配置し、小学校に派遣するなどして、生徒指導上の諸問題の解決を図る。 課題の早期発見・早期対応を推進するため、スクールカウンセラーの一層の活用を図る。 長期欠席(不登校)、いじめ等の児童生徒に係る問題行動解消や児童虐待の対応のため、社会福祉士や
再掲 87 飯	ラーの配置 教育委員会·指導第二課、特別 支援教育課 スクールソーシャ ルワーカー活用事 業	長期欠席 (不登校) やいじめ等の問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要がある。このため、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、すべての中学校区及び特別支援学校に配置し、小学校に派遣するなどして、生徒指導上の諸問題の解決を図る。 課題の早期発見・早期対応を推進するため、スクールカウンセラーの一層の活用を図る。 長期欠席 (不登校)、いじめ等の児童生徒に係る問題行動解消や児童虐待の対応のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有す
再掲 87 飯	ラーの配置 教育委員会·指導第二課、特別 支援教育課 スクールソーシャ ルワーカー活用事 業	長期欠席 (不登校) やいじめ等の問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要がある。このため、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、すべての中学校区及び特別支援学校に配置し、小学校に派遣するなどして、生徒指導上の諸問題の解決を図る。課題の早期発見・早期対応を推進するため、スクールカウンセラーの一層の活用を図る。 長期欠席 (不登校)、いじめ等の児童生徒に係る問題行動解消や児童虐待の対応のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生
再掲 87 飯	ラーの配置 教育委員会·指導第二課、特別 支援教育課 スクールソーシャ ルワーカー活用事 業	長期欠席 (不登校) やいじめ等の問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要がある。このため、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、すべての中学校区及び特別支援学校に配置し、小学校に派遣するなどして、生徒指導上の諸問題の解決を図る。 課題の早期発見・早期対応を推進するため、スクールカウンセラーの一層の活用を図る。 長期欠席 (不登校)、いじめ等の児童生徒に係る問題行動解消や児童虐待の対応のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働き
再掲 87 ⑩	ラーの配置 教育委員会·指導第二課、特別 支援教育課 スクールソーシャ ルワーカー活用事 業	長期欠席 (不登校) やいじめ等の問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要がある。このため、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、すべての中学校区及び特別支援学校に配置し、小学校に派遣するなどして、生徒指導上の諸問題の解決を図る。課題の早期発見・早期対応を推進するため、スクールカウンセラーの一層の活用を図る。長期欠席 (不登校)、いじめ等の児童生徒に係る問題行動解消や児童虐待の対応のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働きかけなど、福祉的視点から支援活動を行う。

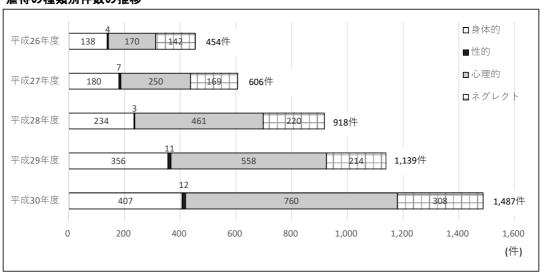
106	緊急一時保護事業	夫等によるDVや経済的な事情により、緊急に保
再掲	子ども家庭局・子育て支援課	護を行う必要のある母子について、関係施設にて一
		時的に保護し、生活と心の安定を図るとともに、自立
		に向けた支援につなげる。
113	子ども・家庭相談	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、軽微
新	コーナーにおける	な虐待案件への対応を強化するため、虐待通告件数
	児童虐待通告対応	の多い区の嘱託職員を増員する。
	強化事業	
	子ども家庭局・子育て支援課	

(参考データ)

〇 児童虐待相談対応件数の推移

年度	件数	児童人口	児童一万人中 の件数	養護相談	養護相談中 虐待の相談割合	全相談件数	全相談中 虐待の相談割合
平成26年度	454件	152,501人	29.8件	1,462件	31.1%	6,923件	6.6%
平成27年度	606件	151,027人	40.1件	1,550件	39.1%	6,981件	8.7%
平成28年度	918件	149,052人	61.6件	1,868件	49.1%	6,772件	13.6%
平成29年度	1,139件	147,209人	77.4件	2,112件	53.9%	6,679件	17.1%
平成30年度	1,487件	145,164人	102.4件	2,630件	56.5%	7,243件	20.5%

〇 虐待の種類別件数の推移



〇 年齢別・虐待の種類別件数(平成30年度)

区分	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
就学前児童	159件	1件	392件	145件	697件
小学生	165件	4件	235件	118件	522件
中学・高校生その他	83件	7件	133件	45件	268件
計	407件	12件	760件	308件	1,487件

資料:北九州市子ども総合センター統計

○ ペアレントトレーニング参加家族数

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
家族再統合コース	15家族	20家族	19家族	15家族	13家族
養育不安コース	13家族	16家族	19家族	16家族	17家族

資料:北九州市子ども総合センター統計

〇 乳幼児健康診査の未受診者フォローアップ率

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
フォローアップ支援者	1,673人	1,347人	1,337人	1,139人	1,262人
フォローアップ率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%